

条件不利地域におけるF T T Hの実現について

【 内閣府・総務省 】

提案・要望の内容

条件不利地域におけるF T T H（加入者系光ファイバサービス）を実現するため、民間通信事業者の設備投資を促進する思い切った支援制度を創設すること。

- ・ 投資促進税制の創設（法人税の特別償却、固定資産税の課税標準の圧縮など）
- ・ 地方公共団体から民間通信事業者への費用負担に係る財源措置（過疎債など）

【 現状と課題 】

F T T Hは、I T社会を支える重要な社会基盤

情報発信や双方向映像伝送等に強みを発揮するF T T Hは、ブロードバンドの本命として、社会経済活動に必要不可欠な手段となりつつある。

F T T Hは、条件不利地域の課題解決の「切り札」

多くの中山間地域や離島を抱える本県にとって、地理的ハンデキャップを克服する手段として、F T T Hの導入が喫緊の課題となっている。

F T T Hの地域格差を是正するためには、思い切った政策支援が必要

大きな設備投資を要するF T T Hは、採算上の問題から著しい地域格差を生じており、民間通信事業者の設備投資を促進するための思い切った政策支援が求められている。

【 本県の取組状況・方針 】

「情報通信インフラの発展シナリオ」（本県の中長期I T戦略）の推進

- ・ 条件不利地域におけるブロードバンド実現に先駆的に取り組んできた結果、既にA D S LやC A T Vインターネットのレベルでは県内の情報格差をほぼ解消（第2ステップ）したところ。
- ・ 現在は、市町村と連携しながら集落への「き線点」の光化（第3ステップ）を強力に推進しており、今後、「き線点」から利用者宅への光ファイバ延伸（第4ステップ）実現に向けて、民間通信事業者に対する支援制度を具体化する必要がある。

【参考】ブロードバンド利用可能市町村（H16.11月末現在 総務省調べ）

区 分	全 国	過疎地域（全国）
D S Lサービス利用可能市町村比率	8 7 %	6 8 %
C A T Vインターネット利用可能市町村比率	3 0 %	1 2 %
F T T Hサービス利用可能市町村比率	3 2 %	4 %

【 提案要望の効果 】

民間通信事業者の設備投資を促進する思い切った支援制度の創設によって、条件不利地域におけるF T T Hを実現できる。

F T T Hの実現により、少子・高齢化問題や雇用対策など条件不利地域が抱える様々な課題の解決を図ることができる。

- ・ 離島の診療所と中核病院を結ぶ遠隔画像診断
- ・ 専門的な資格講座や海外の講義等が自宅で受けられる遠隔学習
- ・ 企業活動での利用（企業内や取引先とのネットワーク構築、大消費地への情報発信）等